

# 平成24年第2回足寄町議会臨時会議事録(第2号)

平成24年2月21日(火曜日)

## 出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

## 欠席議員(0名)

## 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君

## 教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

## 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

## 議事日程

日程第1 議案第4号 足寄町税条例の一部を改正する条例<P3~P4>

追加日程第1 議案第3号 第5期足寄町高齢者保健福祉・介護保険事業計画(平成24年度~平成26年度)について<P5>

(第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会)

- 追加日程第 2 議案第 5 号 平成 2 3 年度足寄町一般会計補正予算 ( 第 1 3 号 ) < P 5 ~ P 7 >
- 追加日程第 3 議案第 6 号 平成 2 3 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) < P 7 >
- 追加日程第 4 議案第 7 号 平成 2 3 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算 ( 第 5 号 ) < P 8 >
- 追加日程第 5 議案第 8 号 平成 2 3 年度足寄町上水道事業会計補正予算 ( 第 5 号 ) < P 8 ~ P 9 >
- 追加日程第 6 議案第 9 号 平成 2 3 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 ) < P 9 >

午前10時00分 開会

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長、高道洋子君。

5番（高道洋子君） 昨日開催されました第2回臨時会に伴う、議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

本日は、最初に、議案第4号を即決で審議いたします。

次に、本会議休憩中に、第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を開催し、審査を行います。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 議案第4号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第4号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、西東文雄君。

住民課長（西東文雄君） ただいま議題となりました議案第4号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施

行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令、並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布され、また、地方税法の一部を改正する法律、同法施行令の一部を改正する政令、同法施行規則の一部を改正する省令が平成23年12月14日に交付されたことから、本条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、たばこ税の税率改正、分離課税に係る所得割の額の特例等の廃止、それから、個人住民税の均等割の税率引き上げなどです。

次に、本税条例の改正の内容について御説明を申し上げます。

なお、改正条例中、文言の整理及び各条項の整理に係る部分につきましては、説明を省略させていただき、改正の主な内容について説明をさせていただきますので、御了承をいただきたいと思っております。

足寄町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は、11ページになりますが、参考資料の新旧対照表により御説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

第95条、たばこ税の税率の改正につきましては、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増収減を調整するため、道たばこ税の一部が町たばこ税に移譲となるもので、現行の1,000本につき4,618円を、1,000本につき5,262円とし、5,262円と4,618円の差額、644円が道から町へ移譲となるものです。

次に、附則第9条の改正につきましては、分離課税される退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の特例を廃止をするものです。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率

の特例ですが、旧三級品の製造たばこの税率を第95条の規定にかかわらず、当分の間、現行の1,000本につき2,190円を2,495円とし、2,495円と2,190円の差額の305円が道から町へ移譲となるものです。

次に、附則第22条につきましては、東日本大震災の被災者等の負担軽減等を図るために、大震災により倒壊した住宅、家財等の取り壊しや除去のための費用など、住宅や家財等の資産に損失を受けた場合の雑損控除等の適応対象となる災害に関連して支出した費用も対象とするものです。

次に、附則第25条につきましては、東日本大震災からの復興財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの間、個人町民税の均等割の税率を年額500円引き上げ、年額3,500円とするものです。

次に、附則の関係につきまして、議案書の11ページをお願いいたします。

附則第1条は、この条例は、原則として公布の日から施行するものですが、施行期日の異なる事項につきましては、第1条、各号に規定をしております。

附則第2条につきましては、町民税に関する経過措置について、それから、附則第3条につきましては、町たばこ税に関する経過措置について、それぞれ規定をしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第4号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会の開催をお願いをいたします。

午前10時10分 休憩

午後 2時04分 再開

副議長（島田政典君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これから、20分まで休憩といたします。よろしく願います。

午後 2時05分 休憩

午後 2時45分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長、高道洋子君。

5番（高道洋子君） ただいま開催されました第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、昨日、第

5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会に付託いたしました議案第3号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、議案第5号から議案第9号までの補正予算を即決で審議いたします。

以上で、第2回臨時会における議案等の審議は、本日をもって終了する予定でありますので、御了解願います。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

#### 日程追加について

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例、第45条の規定により、追加議案を別紙、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

#### 議案第3号

議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第3号第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）についての件を議題といたします。

本件における第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第3号第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）についての件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 7番を除いた外は起立でございます。お座りください。

したがって、議案第3号第5期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 議案第5号

議長（吉田敏男君） 追加日程第2 議案第5号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第5号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第13号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額の変更はございません。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表、歳出予算補正によるものでござ

います。

歳出予算の補正の内容につきまして申し上げます。

9ページをお願いいたします。

第8款土木費におきまして、除雪に伴います業務補助賃金といたしまして、94万8,000円を計上し、第2款総務費におきまして、今回の補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金積立金を94万8,000円減額するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございますが、足寄中学校改築事業におきまして、10億2,818万8,000円の繰越明許をお願いするものでございます。

次に、3ページ、第3表、債務負担行為補正といたしまして、平成24年度当初より業務開始を必要といたします庁舎警備等業務委託など、48件の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第5号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件の質疑を行います。

9ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

9番。

9番（井脇昌美君） 今、総務課長から土木費の中で除雪ということで94万8,000円、これ補正されるのですけれども、これは今年度中を全部見ているのか、それとも、これは今までの分を見ているのか、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） お答え申し上げます。

建設課車両室に属しております、車両運行に従事します補助職員の賃金ということで計上させていただきました。

これにつきましては、昨年、年末から年始にかけて5日間ほど連続しての除雪作業ということで出勤いたしました。そして、その分。それと、今後におけます2月6日分、3月4日分、合わせて10日分の土日祝日も含めましての出勤のかかわる賃金ということで94万8,000円をお願いしたものでございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、2ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 3ページから5ページ。

第3表、債務負担行為補正、48件、質疑はございませんか。

7番。

7番（田利正文君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば、4ページのところを見ますと、生涯学習館清掃業務委託でプラス2,000円だとか、上のことでいくとマイナス3,000円とかという、こんな少額の変更なのですけれども、委託業務の契約の内容が変わったということなのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま田利議員さんからの御質問でございますけれども、この債務負担行為につきましては、24年度の4月1日から必要な業務についての債務負担行為をお願いするものでございまして、金額の小さいものもございまして、今後必要になってくる金額、平成24年度で必要になってくる金額ということになってございますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、自由討議を終わります。

これから、議案第5号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号

議長（吉田敏男君） 追加日程第3 議案第6号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第6号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為として1件をお願いするものでございます。

内容といたしましては、平成24年度当初

から業務開始を必要とする簡易水道6カ所におけます施設維持検針等業務委託について、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案を申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第6号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

13ページ、第1表、債務負担行為、1件。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第6号平成23年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

### 議案第7号

議長（吉田敏男君） 追加日程第4 議案第7号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、堀井昭治君。

福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第7号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

平成24年度開始当初より業務委託を必要とするものについて、特別養護老人ホーム施設警備業務委託など、5件について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第7号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

15ページ、第1表、債務負担行為、5件。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第7号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

### 議案第8号

議長（吉田敏男君） 追加日程第5 議案第8号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第8号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第2条関係でございますが、予算8条の次に第9条として、債務負担行為を加え、平成24年度当初から業務を開始を必要とする施設維持検針等業務委託、1件について、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案を申し上げますので御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第8号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

第9条、債務負担行為、1件。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



議長（吉田敏男君） 総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第9号

議長（吉田敏男君） 追加日程第6 議案第9号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長、對馬邦彦君。

病院事務長（對馬邦彦君） ただいま議題となりました議案第9号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第2条関係でございますが、予算第10条

の次に、第11条として、債務負担行為を加え、平成24年4月1日から業務開始を必要とする夜間警備業務等委託など、4件の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第9号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

第11条、債務負担行為、4件。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

#### 閉会宣告

議長（吉田敏男君） これで、本日の会議を閉じます。

平成24年第2回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午後 3時11分 閉会